

整理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	
	各府県からの第1次回答	見解	補足資料	見解			補足資料
59	<p>【警察庁】警察としては、暴力団の活動態勢の把握・抑制を図り、中小企業等協同組合連合会に關する暴力団の違法・不法な介入実態が明らかとなれば、主催者である中小企業行に情報を提供するなど協力を行うていいたい。なお、本法改正において暴力団排除条項を設けるべきか否かについては、各法令が規制する事業者等における暴力団の活動の抑制等の取組を踏まえつつ、主催者等において個々の法令ごとにその必要性を判断すべきであり、必要がある場合はあらかじめ可能な限り事前に協議会を定立し暴力団排除条項を盛り込んで対応すべきものである。したがって、まずは、主催者等である中小企業行において暴力団排除条項の審査が確保されるべきである。</p> <p>【自治体、警察、教育労働局、森林水産部、経済産業省、国土交通省、環境省】現時点で、中小企業等協同組合法に基づき設けられた組合が、実際に暴力団の活動に利用されているなどの情報・実態把握が十分であるとはいえず、今後、必要に応じて各自治体等からの情報提供等を通して更なる状況把握を行うとともに、政府全体の取組状況も踏まえつつ対応していきたい。</p>					<p>【全国知事会】本法改正の許認可などの行政分野において、暴力団の関与をあらかじめ防ぐとともに、排除を進めるとともに、法改正により暴力団排除条項を追加すべきである。</p> <p>【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	
78	<p>【警察庁】提案団体の提案の趣旨が理解した上で、本年6月29日開催の「地方分権改革推進会議」の資料6も参照し、以下のとおり回答する。</p> <p>【1】について 公安委員会が指定を受けた自動車教習所(以下「指定自動車教習所」という。)で技能教習を受講した者のうち一定の要件を満たす者(道路交通法第97条の2第1項第2号の規定の適用を受ける者)は、運転免許試験のうち技能試験が免除されることとなる。他員や防衛等に関して一定の要件を満たす自動車教習所は、技能教習を受けることができる。したがって、消防学校が消防学校の委託を受け自動車教習所(以下「消防学校等」という。)が、当該一定の要件を満たす自動車教習所であること(公安委員会から指定を受けた場合には、当該消防学校等一定の要件を満たす)かつ道路交通法第97条の2第1項第2号の規定を受けずして、技能試験を受講することができる。</p> <p>以上のことから、御提案の内部に「消防学校等における準中級自動車免許に係る教習を終えた者のうち一定の要件を満たす者(道路交通法第97条の2第1項第2号の規定の適用を受ける者)について、指定自動車教習所を卒業した者と同様に、当該免許に係る技能試験を免除されたい」というものが含まれているのならば、これについては、消防学校等一定の要件を満たす自動車教習所であること(公安委員会から指定を受けたことにより、旅行の道路交通法令等)が対応可能である。</p> <p>また、御提案の内部には、緊急自動車の運転資格の審査(以下「審査」という。)に合格した者について、当該緊急自動車の運転に必要な技能試験を免除したいという旨が盛り込まれているものも承知しているところ、技能試験は、取得しようとしている運転免許に係る自動車等を安全に運転することができる基本的な技能を有している者が前記の一定の要件(年齢、身体、公認の適い緊急用者のために道路を安全に運行するために必要な高度の運転技能を有するか否かを確認するもの)であり、道路交通法上、審査を受ける者は、当該審査により運転資格を有しようとする緊急自動車の運転に必要な運転技能を有しているものであり、後者は合格した者について前者を免除することは不適当である。</p> <p>【2】について 御提案の内容を実現するためには、消防団員等が自衛隊が実施する自動車の運転に関する教習を受講することができることが必要であるところ、まずは防衛省において判断されるべきであることから、当府県から回答は差し控える。</p> <p>【3】について 御提案の趣旨が、消防学校等で教習を受講することを必要と、必要な運転免許に係る技能試験を免除してほしいというのであれば、警察庁が所管する道路交通法上の事項に関するものであることから、当府県から回答は差し控える。</p> <p>なお、消防法第115条では、「消防教育は、消防学校を設置しなければならない」と規定されており、同法第4条の規定において「消防学校の教習の業務については、消防庁が定める基準を遵守するよう」に定められていること、よって、この消防庁が定める「消防学校の教育訓練の基準」第1条第1款において、「消防団員に対する特殊教習の運営は、消防団員及び消防団員、自衛隊員に対しては実施するものとする」とされており、各消防学校において、地域の実情に応じて必要な教育訓練のやりかたを実施しているものと考えている。</p> <p>また、「平成29年1月26日付消防庁第20号消防庁次長通知」において、「消防団員の準中級免許取得に係る公費負担制度の創設」と「地域の実情に応じて、消防自動車の更新機会等に合わせる」こと、さらに、平成29年度3月12日以降に普通免許を取得した団員が準中級免許を取得する経費に対して、地方公共団体が助成を行った場合の当該助成額の一定割合について、平成30年度から特別交付税措置を実施したいとしている。</p> <p>【4】について 御提案の趣旨が実施する自動車の運転に関する技能教習を、一定の適正が認められる消防団員等も受講可能とするについては、まずは、防衛省において判断されるべきであることから、当府県から回答は差し控える。</p> <p>【5】について 防衛省・自衛隊における教育訓練の受託については、自衛隊法第100条の2において、「政令で定められた教育訓練を実施することの委託を受けた者(以下「委託者」という)は、教育訓練の施設が別に定めるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該委託を受け、及びこれを実施することができる」と定められており、自衛隊法施行令第126条の2において、「委託を受けることができる具体的な技術者については、(教育訓練の施設及び)教育訓練の設備及び(教育訓練の施設及び)教育訓練の設備に就事する者と規定されている。</p> <p>今回の提案については、消防団員に対する自動車運転について防衛省・自衛隊に対して委託の受託を求めるとは、これは、上記に述べたような技術者の教育訓練に該当せず、また、ご提案の教育を実施する民間の自動車教習場が多岐あることは広く認識されていることから、「他に教育訓練の施設がない民間の委託者にももって、教育訓練の委託を受け、自衛隊・自衛隊員と委託者との間で、委託者に対しては教育訓練の委託について理解を掲げたい。</p>				<p>○多くの地域の消防団では、団員の高齢化や定数の確保が課題となっている。今後、普通免許を取得している、準中級の運転技能以上の消防車両を運転することができない消防団員が増加し、緊急時の対応に支障をきたすことや想定されるほか、免許取得が困難になるとも懸念され、団への加入が進まず、団員の定数確保がより困難になることが考えられる。</p> <p>○消防団員において、現行制度での対応の可否について各府県から協議いただいたが、運転免許取得費用に対する公費助成制度や普通免許で運転可能な消防車両の導入以外に、新たな免許取得費用に対する消防団員の支援に際しては、どのような施策を実施できるのか、というところ、各府の考えを踏まえて検討していただき、実施したい。</p> <p>○消防団活動の支援となっている(また将来的なものであろうことが前提に想定できる)ということと、消防団活動の支援は、できる限り十分な増設で準中級の消防車両の運転が可能となるような制度をチームを構築すること、消防団員の免許取得の負担軽減につながる、消防車両を運転できる団員の確保に資することを踏まえ、消防団活動として、消防学校又は消防学校が受託する自動車教習所において、団員が運転免許取得のための技能教習を受講することを認めたい。</p> <p>○また、本議案が実施される際の定率等も踏まえ、自衛隊と地域の消防の連携強化を図る観点から、自衛隊の自動車訓練所への消防団員の受け入れについて、再検討していただきたい。</p>	<p>【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>○総務省において、準中級の運転技能を超える消防車両を運転することができる消防団員の確保を確保し、支援する必要がある。運転免許制度の取組について検討していただきたい。</p> <p>また、自衛隊自動車訓練所での技能教習が受け入れ可能な場合、当該訓練所において技能教習を受けた消防団員の準中級免許の取得取得が可能とすべきではないか。</p> <p>○防衛省において、消防車両を運転できる消防団員を確保するため、消防団員が準中級免許を取得しやすくなるように、運転免許制度の取組について検討していただきたい。</p> <p>また、自衛隊自動車訓練所での技能教習が受け入れ可能な場合、当該訓練所において技能教習を受けた消防団員の準中級免許の取得取得が可能とすべきではないか。</p> <p>○防衛省において、毎年や運転技能研修等に関係なく(中型車両以上の運転免許を取得できる施設は自衛隊の自動車訓練所)のみならず、そのような場合自衛隊法第100条の2第1項に「他に教育訓練の施設がない民間の委託者」に該当するものと解釈し、自衛隊自動車訓練所での消防団員の教育訓練を受け入れるべきではないか。</p>
163	<p>1998年の道路交通に関する条約(以下「ジュネーブ条約」という。)第4条の規定により、自動車とは「道路において専ら、又は専ら運送の用に供することを目的として製造された」と定められており、定形する車両を除くことと規定されていること、道路交通法上の規定により、道路交通法上の規定により、道路交通法上、自動車の一部とされる小型特殊自動車は、ジュネーブ条約第4条の範囲に含まれる。</p> <p>一方、ジュネーブ条約第10条では、国際運転免許証で運転することができず車両区分が記載されていないもの、国際運転免許証の取得が、当該車両区分がいずれの区分に含まれるものについて直接的な記載はなされていない。</p> <p>ジュネーブ条約第10条では、国際運転免許証で運転することができず車両区分が記載されていないもの、国際運転免許証の取得が、当該車両区分がいずれの区分に含まれるものについて直接的な記載はなされていない。</p> <p>ジュネーブ条約第10条では、国際運転免許証で運転することができず車両区分が記載されていないもの、国際運転免許証の取得が、当該車両区分がいずれの区分に含まれるものについて直接的な記載はなされていない。</p>					<p>【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>○前日外国人の搭乗型移動支援ロボットの公道運転について、ジュネーブ条約加盟国の国際運転免許の車両区分及び搭乗型移動支援ロボットの国際運転免許の車両区分を明確化した道路交通法、地方公共団体に平成30年度中に発行していただきたい。</p>